

「自転車安全利用五則」を守ろう！

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



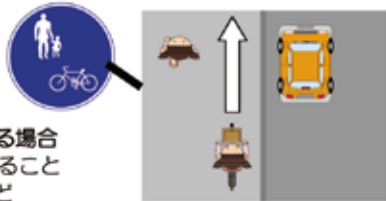
② 車道は左側を通行

自転車は車道の左側を通行しなければなりません。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を走る場合は、車道寄りをすぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止しなければなりません。



自転車が歩道を通行できる場合
自転車で通行できることを示す標識がある場合など

④ 安全ルールを守る

- 交差点での一時停止と安全確認
- 夜間はライトを点灯



- 信号を守る



- 並進は禁止



- 二人乗りは禁止



- 飲酒運転は禁止



⑤ 子どもは

ヘルメットを着用

保護者は、児童・幼児を自転車に乗車させる場合には、乗車用ヘルメットを着用させるように努めなければなりません。



悪質自転車運転者に「自転車運転者講習」

交通に危険を及ぼす一定の違反行為（「危険行為」）を繰り返し行った自転車運転者に対し、「自転車運転者講習」が義務付けられます。

（平成27年6月1日施行）

「危険行為」を繰り返し行った自転車運転者
（3年以内に2回以上）
※14歳未満は対象外

公安委員会の受講命令

自転車運転者講習

未受講

罰則 5万円以下の罰金

- 危険行為とは
- ・ 信号無視
 - ・ 指定場所一時停止違反
 - ・ 制動装置整備不良
 - ・ 安全運転義務違反
- 等14種類の違反



★ もしもの事故に備えて、自転車保険に加入しましょう。

自転車だからこのくらいは大丈夫。

そんな気持ちが重大な事故につながります！

自転車利用者に大きな過失があった場合、刑事上の責任と相手への損害賠償責任が発生します。